



「鶴岡・森の案内人」への登録について

自治

東北で最大の面積を持つ鶴岡市。

出羽三山や朝日連峰、摩耶山系の森林地帯に囲まれ、市域の73%、実に9万5千ヘクタールを多種多様な森林が占めております。

この鶴岡の豊かな森の魅力を、より多くの方から実感いただけるようなお手伝いをさせていただくのが、「鶴岡・森の案内人」です。

1 登録要件

森林で利用者の案内・体験活動などを支援できる技術・技能を有しており、「森の案内人」として活動する意欲のある個人

2 登録の手続き

別紙様式に必要事項をご記入の上、森林文化都市研究会事務局（鶴岡市役所の環境課）に提出して下さい。

審査の上で、適当と認められた方については、登録証を交付させていただきます。

3 活動について

登録いただいた案内人の方には、鶴岡市及び森林文化都市研究会が企画・主催する活動への協力をお願いする事があります。

また、案内技術の向上のために、今後、同様の研修会につきまして、ご案内をさせていただきます。

4 その他

その他登録制度の詳細につきましては、別紙「鶴岡・森の案内人登録要領」をご参照下さい。

森林文化都市研究会事務局
(鶴岡市役所環境課内)
TEL : 0235-25-2111 (内線 708)
FAX : 0235-22-2868